



# 庄原市 新規就農者総合支援事業

## (R5年度版)



農業は、人が生きていく上で最も重要な「食」を担う大切な産業です。

新たに農業を始めるためには、農業技術の習得、初期投資などの資金や農地の確保が必要です。また、農業経営は決して容易なものではなく、決まった収入が毎月あるものでもありません。

しかし、あなたが身に付けた技術力、経営力、販売力をつぎこめば、応えてくれるのも農業です。起業すること、職業を選ぶことは人生にとって大きな決断です。ご家族と十分に話し合い、ご検討ください。そして、あなたが「農業」を選択された場合、ぜひ庄原市役所 農業振興課ご相談ください。

庄原市では関係機関とともに、新たに農業を始められる方にさまざまな支援をおこないます。



◆お問い合わせ◆  
庄原市役所  
企画振興部  
農業振興課

【住所】〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号  
【電話】0824-73-1131  
【FAX】0824-72-3322  
【ホームページ】<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>

# 庄原市新規就農者総合支援事業 ～目次～

庄原市で農業を始めたい！  
しかし栽培技術や経営知識  
が無い。

いざ就農！！  
経営開始のためには、  
多額な資金が必要。



就農したけど、もっと栽  
培技術や他の産地を学  
びたい！  
経営力のさらなる向上  
を図りたい！

## 1. 農業技術の習得

就農準備段階の支援

①新規就農者育成総合対策 就農準備資金【国事業】・・・1頁

## 2. 就農に向けての準備

青年等就農計画や就農環境の準備

青年等就農計画の作成、農地の確保等【関係機関の支援】・・・2頁

## 3. 就農後の支援

就農初期段階の支援～就農時に利用できる制度～

②新規就農者育成総合対策 経営開始資金【国事業】・・・3頁

③新規就農者育成事業奨励金（経営開始型）【市事業】・・・4頁

④新規就農施設等整備補助金【市事業】・・・4頁

⑤新規就農者育成総合対策 経営発展支援事業【国事業】・・・5頁

⑥農業近代化資金・農業経営基盤強化資金（貸付）【JA等】・・・6頁

⑦青年等就農資金【日本政策金融公庫】・・・6頁

## 4. 定住のお手伝い

庄原市の定住支援の制度【市事業】・・・7頁

# 1. 農業技術の習得

## 就農準備段階の支援

## ～新規就農に向けての準備支援制度～

就農する前に、農業経営に関する栽培技術や経営のノウハウについての研修を受ける人を援助します。

### ①新規就農者育成総合対策 就農準備資金【国事業】

独立・自営就農、雇用就農または親元就農をめざし、県が認定した研修機関で、概ね1年以上研修を受ける人に、研修期間中につき、年間150万円を最長2年間交付します。なお、海外研修者は交付期間を最長3年とします。

#### 要件

- (1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業経営者となることについて、強い意欲を有していること。
- (2) 研修計画が次に掲げる基準に適合していること。
  - ・都道府県または青年農業者等育成センターが認め、全国データベース等に登録し公表された研修機関等で研修を受けること。
  - ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通じで就農に必要な技術や知識を研修すること。
  - ・先進農家又は先進農業法人で研修を受ける場合、経営主が親族(三親等以内)でないかつ過去に雇用契約(短期パート・アルバイトを除く)を結んでいないこと。
    - ・国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修する場合、就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であり、海外研修との関連性・必要性が明確であること。
- (3) 常勤(週35時間以上で継続的に労働すること)の雇用契約を締結していないこと。
- (4) 原則として生活保護、雇用保険制度(失業手当)などの生活費の確保を目的とした国事業の給付等を受けていないこと。
- (5) 研修終了後に親元就農する場合、家族経営協定等により対象者の責任及び役割を明確にし、就農後5年以内に経営を継承すること。また、親元就農が法人経営の場合、経営者(親族との共同経営者も含む)となる又は独立・自営就農することを確約すること。
- (6) 研修終了後に独立・自営就農する場合、5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること。
- (7) 原則として、前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が600万円以下であること。
- (8) 研修中のけが等に備えて、交付期間が開始する前又は研修計画の承認申請前までに傷害保険に加入すること。

#### 返還

##### 全額返還

- (1) 適切な研修を行っていない場合。  
交付主体が、研修計画に則して必要な技術を習得することができないと判断した場合。
- (2) 研修終了後、1年以内に原則50歳未満で就農をしなかった場合。
- (3) 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しない場合。
- (4) 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合。
- (5) 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合。

##### 一部返還

研修を途中で中止または休止した場合は、交付を受けた期間分のうち、中止または休止時点から残りの期間分を月単位で返還します。



## 2. 就農に向けての準備

### 青年等就農計画や就農環境の準備

自分のやりたい農業について具体的な計画の作成や、就農に必要な農地などの準備を、関係機関が支援します。

(1)あなたの経営指針となる、青年等就農計画（5年間の計画、目標所得：概ね225万円、就労時間：概ね2,000時間/年）を作成し、経営の早期安定をめざしましょう！  
※青年等就農計画を作成し、その計画について市の認定を受けられた方を認定新規就農者と呼びます。

#### ①何をどのくらいの面積で作るか

作ろうとする作目を決める上で、現在の労働力でどのくらいの経営が可能なのか検討します。

#### ②生産物の売上げがどのくらいになるのか

栽培しようとしている作物でどのくらいの収入が見込めるのかを十分にチェックしてみてください。

#### ③この経営に必要な費用はどのくらいか

営農を開始するには、農業で生計を立てることができるだけの、営農施設や農機具が必要です。

#### ④年間の生活費はどのくらいかかるか。自己資金はどのくらいあるのか

就農初期の段階では経営が安定せず、収入が不安定になりがちです。まず、自己資金として最低でも家族が必要とする年間生活費を用意しておく必要があります。

### (2)農業委員会等の協力を得て、農地を確保しましょう！

農地には水利権や税金など、いろいろな制度との関わりがあります。農地の権利取得については、農地法により規制が設けられています。ただし、頑張って農業をしようとする人達へ農地借入が進むよう、「農業経営基盤強化促進法」が施行され、一部の農地法の規制が緩和されています。農地の賃貸や売買については、事前に市農業委員会によく相談し許可を得て行いましょう。

### (3)住居を定めましょう！

住居は、農作物の管理を行うためには、農地から近い場所が便利です。

### (4)農機具やハウスなどの施設整備の準備を行いましょう！

農業用機械や設備を購入する場合は、業者から見積書を徴します。また、自己資金が足りない場合には、借入の手続きを行います。

### (5)法人就労の場合は、受け入れ予定の集落法人と協議を行いましょう！

国の雇用就農資金(旧農の雇用事業)の活用等を検討される場合がありますので、就労先の法人との協議を十分に行います。



### 3. 就農後の支援

#### 就農初期段階の支援

#### ～就農時に利用できる制度～

新規就農する際、設備や農業用機械を購入する初期投資費用として、多額の資金が必要です。また種子や肥料代などの運転資金や当面の生活費も必要です。

新規就農者の初期投資や経営経費の軽減を図るため支援します。

#### ②新規就農者育成総合対策 経営開始資金【国事業】

独立・自営または親元就農後、最長3年間、月12.5万円(年間150万円)を定額交付します。

#### 要件

- (1)独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2)独立・自営就農であり、①から⑤の要件を満たすこと。
  - ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
  - ②主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
  - ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - ④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3)青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- (4)青年等就農計画に添付した経営開始資金申請追加資料が農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ現実可能な計画であること。
- (5)経営の全部または一部継承の場合は、農業経営に従事してから5年以内に継承して経営開始し、新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入、経営の多角化等)を負うと市長に認められること。根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。  
また、農業法人を継承する場合は、世帯員のみで構成される法人であること。
- (6)実質化した人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (7)生活保護等、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。  
また、農の雇用事業等による助成金や経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8)園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者の保険、施工業者による保証等に加入している、または加入することが確実と見込まれること。
- (9)原則として、前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が600万円以下であること。
- (9)就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (10)平成31年4月以降に農業を開始した者であること。

#### 交付対象の特例

- (1)夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営が明確である場合)は夫婦合わせて1.5倍の額を交付する。
- (2)複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合には、新規就農者それぞれに補助金を交付する。なお、経営開始後3年以上経過している農業者が法人の役員1名でも存在する場合は、他の役員も対象外とする。  
(ただし、夫婦それぞれ、または法人および新規就農者それぞれが(5)の要件を満たす場合に限る。)

#### 交付停止

- (1)要件を満たさなくなった場合。
- (2)農業経営を中止または休止した場合。
- (3)就農状況報告を定められた期間内に行わない場合。

#### 返還

- ・交付停止に該当した時点が既に交付した経営開始資金の交付対象期間中である場合。
- ・虚偽の申請等を行った場合。
- ・期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合。

### ③新規就農者育成事業奨励金（経営開始型）【市事業】

就農初期の段階では経営が安定せず、収入が不安定になりがちです。経営経費の軽減を図るため、就農後、毎月6万円を最長3年間助成します。

#### 要件

- (1)市内で新たに、自営就農及び親元就農される方。
- (2)原則45歳未満の方。
- (3)認定新規就農者であり主体的に農業経営を行っていること。
- (4)主要な農業機械・施設を所有している又は借りていること。
- (5)生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引をすること。
- (6)市が行う営農研修等に参加すること。
- (7)他の同様な助成を受けていないこと。【経営開始資金との重複交付はできません】
- (8)交付期間中および交付終了後3年間は、就農状況報告(作業日誌等)を提出すること。

#### 募集期間

随時

#### 申請書類

申請書、経営開始計画、収支計画、農地及び農業機械・施設の一覧及び契約書の写しなど

#### 審査

書類審査及び面接(初年度のみ)



#### 助成停止

- (1)前年の総所得(奨励金を除く)が250万円以上の場合。
- (2)青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合。

### ④新規就農施設等整備補助金【市事業】

新規就農者が農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費の一部を補助します。

#### 要件

- (1)認定新規就農者の方。
- (2)青年等就農計画に基づき導入する農業用機械を補助対象とする。
- (3)中古農機具等は、農機具業者見積もりを添付するものについて対象とし、個人相対による売買は対象としない。

#### 支援内容

就農後3年間は新規就農期間とし、年間の対象経費の一部を補助(補助率2/5、ただし経営継承は1/4、3年間の対象事業費の合計は2,400万円)



## ⑤新規就農者育成総合対策 経営発展支援事業【国事業】

就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入を最大750万円支援します。  
(要望にあたり作成する取組計画について、国から採択を受けた場合に限りです。)

### 支援内容

機械・施設、家畜導入、果樹の新植・改植、農地等の造成、改良等、機械等リース料等を補助  
補助率 3/4、最大750万円(対象事業費上限 1,000万円)  
ただし、②経営開始資金の交付対象者は、最大375万円(対象事業費上限 500万円)

### 要件

#### 対象者の要件

- (1)独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
- (2)令和4年度中に、以下の要件を満たす独立・自営就農をする個人または法人であること。
  - ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。
  - ②主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
  - ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - ④交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
  - ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3)青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- (4)青年等就農計画に添付した経営発展支援事業申請追加資料が農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産ほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- (5)経営の全部または一部継承の場合は、農業経営に従事してから5年以内に継承して経営開始し、事業にかかる計画において、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる計画であると事業実施主体に認められること。
- (6)実質化した人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (7)国の雇用就農資金による助成金及び経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと。
- (8)機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- (9)豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する農業経営の場合は都道府県による飼養衛生管理基準順守状況等について確認が行われていること。
- (10)就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

#### 対象事業の要件(主なもの)

- (1)助成の対象となる事業内容は、機械や施設等の取得や改良またはリース・家畜の導入・果樹や茶の新植や改植や農地等の造成、改良または復旧のいずれかの取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであること。
- (2)本事業以外で国の助成事業の対象として整備するものでないこと。(融資に関する利子の助成措置を除く。)事業費が整備内容ごとに50万円以上で、法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。
- (3)中古機械・施設等である場合には、市が適正と認める価格で取得されるものであり、中古資産耐用年数が2年以上であること。
- (4)機械・施設等の購入先の選定にあたっては、一般競争入札の実施等により、事業費の減少に向けた取り組みを行うこと。
- (5)原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと(ただし、農作業に使用する期間他用途に使用されず、適正利用が確認できるものである等一定要件により対象とできる場合がある。)
- (6)導入後の機械・施設等を処分制限期間中、被災に備えて園芸施設共済・農機具共済、民間事業者の保険、または施工業者による保証の加入を行うこと。
- (7)整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、「農業分野におけるAI・データに関するガイドライン」で対象として扱うデータを取得する場合、データ等の保管についての取り決めた契約がこのガイドラインに準拠していること。
- (8)導入した機械・施設の財産管理台帳を作成し、耐久年数が経過するまでの間、保管すること。

### 交付対象の特例

- (1)夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営が明確である場合)は、夫婦合わせて対象事業費上限額を1,500万円とする。
- (2)上記要件を満たす複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合には、新規就農者それぞれの対象事業費上限額を1,000万円とする。  
(ただし、夫婦それぞれ、または法人および新規就農者それぞれが対象者の要件(6)を満たす場合に限り。)

## ⑥農業近代化資金・農業経営基盤強化資金【JA等】

### 農業近代化資金

農業経営の省力化や合理化を進め、農業経営の改善をはかる農業者を応援するJA等による制度資金です。

### 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

自主性と創意工夫を活かして経営改善をはかる認定農業者を応援する、(株)日本政策金融公庫による総合的な制度資金です。

	農業近代化資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)
融資対象者	認定新規就農者 認定農業者	認定農業者
融資限度額	個人:1,800万円 (認定農業者特例金利の適用限度額は1,800万円まで) 法人:2億円 (認定農業者特例金利の適用限度額は3,600万円まで)	個人:3億円 法人:10億円
融資率	80% (認定農業者特例金利の適用範囲内は100%)	100%
貸付期間	認定農業者:15年以内 (うち据置7年以内) 認定新規就農者:17年以内 (うち据置5年以内)	25年以内 (うち据置10年以内)



※借入に必要な、経営改善資金計画書の作成については、広島県農業技術指導所が相談に応じます。

## ⑦青年等就農資金【日本政策金融公庫】

新たに農業経営を営もうとする青年等の経営開始に必要な資金を(株)日本政策金融公庫が無利子で融資する。

### 対象者

#### 認定新規就農者

※青年(原則18歳以上45歳未満)、知識技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人  
※農業経営を開始してから一定期間(5年)以内を含み、認定農業者を除く

### 融資限度額

借入限度額:3,700万円・償還期限:17年以内(うち据置5年以内)  
・担保:原則融資対象物件のみ。保証人:原則個人は無。法人で、必要な場合は代表者。



## ⑧雇用就農資金【国事業】

新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修(OJT研修)に必要な経費の一部を農業法人等に支援します。

### 年間最大120万円を支援

雇用者1人あたり 月5万円(年間60万円)、最長4年間  
新法人設立支援の場合:1~2年目 月10万円(年間120万円)  
3~4年目 月5万円(年間60万円)、最長4年間



## 4. 定住のお手伝い

### 定住支援の制度

### ～庄原市の支援～

庄原市が取り組む定住支援をぜひご活用ください。  
なお、各事業には別に条件がありますので、各担当課へご相談ください。

#### 住まい



##### 市営住宅ほか【都市整備課 0824-73-1172】

庄原市には、各種市営住宅を整備しておりますので、募集状況をお問い合わせください。  
その他に市営の分譲地(総領)もあります。

##### 空家バンク制度【自治定住課 0824-73-1257】

庄原市内の空き家を移住者向けに紹介中です。

##### 庄原市定住促進奨励金【自治定住課 0824-73-1257】

定住するための住宅の取得などを行った転入定住者に対し、奨励金を交付します。  
・新築住宅取得 80万円、中古住宅取得 40万円、住宅改修 40万円  
・対象経費が新築80万円、中古住宅・改修40万円以上のものが対象となります。  
・その他加算もあります。

#### 子育て



##### 出産祝い金制度【児童福祉課 0824-73-0051】

庄原市において出生した乳児の保護者に第1子・第2子は10万円、第3子以降は25万円を交付します。

##### ファミリーサポート事業【児童福祉課 0824-73-0051】

育児を応援してほしい人(依頼会員)と、育児を応援したい人(提供会員)が会員になり、相互に関わり合っ  
て、安心して子育てをするための相互支援活動です。

##### 放課後児童クラブ【児童福祉課 0824-73-0051】

放課後に児童をお預かりし、適切な遊びを提供したり生活指導を行うなど児童の健全育成のためのクラブ  
です。

##### 子育て支援センター【児童福祉課 0824-73-0051】

子育てで家庭や地域住民が気軽に集い交流できる場です。  
子育てについての相談、情報提供、子育てサークルの活動等支援します。

##### 乳幼児等への医療費助成制度【保健医療課 0824-73-1155】

乳幼児及び児童・生徒(高校3年生まで)に対して、医療機関で支払う自己負担相当額の一部を助成します。

##### 入学祝金【教育総務課 0824-73-1182】

児童、生徒、保護者とも庄原市に住所があり、小・中学校、特別支援学校(小学部、中学部)に入学する児  
童・生徒を養育している保護者を対象とし、小学校入学1人あたり3万円、中学校入学1人あたり3万円を支  
給します。

## 生活環境



### 飲料水供給施設整備費補助金【環境政策課 0824-72-1398】

飲料水の不足する地域の住宅および集会施設について、新たにボーリング方式等によって水源を整備する場合、掘削工事費を対象経費として、対象経費の1/2以内で40万円を限度として補助します。  
(2戸以上共同の場合は、1戸につき36万円)

### 市設置型浄化槽整備事業【下水道課 0824-73-1175】

公共下水道、農業集落排水の区域外の地域で、住宅所有者が浄化槽を設置して使用する場合、分担金30万円を負担すれば、浄化槽を市が設置し、公共下水道などと同様に使用水量に応じた使用料の支払いをしていただくこととなります。トイレや風呂、台所などの改築は個人負担となります。

## 定住相談



自治定住課定住推進係において、総合的な定住の相談を受け付けておりますので、ぜひご相談ください。【自治定住課 0824-73-1257】

## 5. 庄原市の振興作物

庄原市の農業は、**水稲が主体**であり、**畜産・野菜**との複合経営を進めるとともに、法人経営や農業参入企業など、農業経営の安定と担い手の確保を目指しています。

畜産は、肉用牛の飼養が盛んで、肉質の良い「**比婆牛**」ブランドの推進とともに、飼養農家と飼養頭数の拡大を進めています。

園芸作物は、JAひろしまと連携して、**ほうれんそう、アスパラガス、だいこん、青ねぎ、トマト、菊、夏秋いちご**の振興を図っています。

また、農業法人を中心とした、**キャベツ**の生産は、県内でのリレー出荷を目指した大規模経営により、就農の場の拡大が図られています。

就農後は、地元の人と協調しつつ、地域の活性化に一翼を担っていただくことを期待しています。

農業は決して楽ではなく、辛いことも多いものですが、それに代えがたい魅力を持っています。

あなたが、新しく選んだ職業が庄原市での農業であった場合、ぜひご相談ください。

庄原市は広島県や各関係機関と連携しサポートさせていただきます。

